農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第１項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成３１年３月２９日

大津市長　　越　直美

記

１．協議の場を設けた区域の範囲
大比良地区

２．協議の結果を取りまとめた年月日
平成３１年３月６日

３．当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
〇　経営体数
個人　　４経営体
集落営農　　１経営体

４．３の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
中心経営体はいるが十分ではない

５．農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

６．地域農業の将来のあり方（取組事項）
経営面積の拡大
低コスト化
高付加価値化
６次産業化
耕作放棄地解消